

BIC WiMAX SERVICE 契約約款

第 7 版

平成 22 年 9 月 1 日

株式会社 ラネット

目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 約款の揭示	1
第4条 用語の定義	1
第2章 会員契約	3
第5条 会員契約の単位	3
第6条 会員契約申込みの方法	3
第7条 会員契約申込みの承諾	3
第8条 WiMAX回線の追加	3
第9条 ラネット契約者の氏名等の変更の届出	3
第10条 会員契約に基づく権利の譲渡の禁止	4
第11条 ラネット契約者の地位の承継	4
第12条 ラネット契約者が行う会員契約の解除	4
第13条 当社が行う会員契約の解除	4
第14条 会員契約の終了	5
第3章 料金契約	6
第15条 料金契約の単位	6
第16条 料金契約申込みの方法	6
第17条 料金契約申込みの承諾	6
第18条 最低利用期間	6
第19条 BIC WiMAX SERVICE の利用の一時中断	6
第20条 料金契約に基づく権利の譲渡の禁止	6
第21条 ラネット契約者が行う料金契約の解除	7
第22条 当社が行う料金契約の解除	7
第23条 料金契約の終了	7
第4章 オプション機能	8
第5章 無線機器の利用	9
第24条 WiMAX機器登録の請求	9
第25条 WiMAX機器への認証情報の書込み	9
第26条 WiMAX機器に異常がある場合等の検査	9
第27条 WiMAX機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	10
第28条 WiMAX機器の電波法に基づく検査	10
第29条 Wi-Fi機器に異常がある場合等の検査	10
第6章 利用中止及び利用停止	11
第30条 利用中止	11
第31条 利用停止	11
第7章 通信	12
第32条 インターネット接続サービスの利用	12
第33条 通信の条件	12
第34条 通信利用の制限	12
第8章 料金等	14
第1節 料金及び工事に関する費用	14

第 3 5 条	料金及び工事に関する費用	14
第 2 節	料金等の支払義務	14
第 3 6 条	基本使用料の支払義務	14
第 3 7 条	基本使用料の日割り	14
第 3 8 条	契約解除料の支払義務	15
第 3 9 条	手続きに関する料金の支払義務	15
第 4 0 条	窓口支払手数料の支払義務	16
第 4 1 条	督促手数料の支払義務	16
第 4 2 条	工事費の支払義務	16
第 3 節	料金等の計算及び支払い	16
第 4 3 条	料金の計算方法等	16
第 4 4 条	料金等の請求	16
第 4 5 条	料金等の支払い	16
第 4 6 条	料金の一括後払い	17
第 4 7 条	消費税相当額の加算	17
第 4 8 条	期限の利益喪失	17
第 4 節	預託金	18
第 4 9 条	預託金	18
第 5 0 条	買い戻しによる預託金の充当	18
第 5 節	割増金及び延滞利息	18
第 5 1 条	割増金	18
第 5 2 条	延滞利息	18
第 6 節	端数処理	18
第 5 3 条	端数処理	18
第 9 章	保守	19
第 5 4 条	当社の維持責任	19
第 5 5 条	ラネット契約者の維持責任	19
第 5 6 条	ラネット契約者の切分責任	19
第 5 7 条	修理又は復旧	19
第 1 0 章	損害賠償	20
第 5 8 条	責任の制限	20
第 5 9 条	免責	20
第 1 1 章	付随サービス	21
第 6 0 条	請求書の発行	21
第 6 1 条	支払証明書の発行	21
第 1 2 章	雑則	22
第 6 2 条	承諾の限界	22
第 6 3 条	利用に係るラネット契約者の義務	22
第 6 4 条	他の電気通信事業者への通知	22
第 6 5 条	ラネット契約者に係る情報の利用	22
第 6 6 条	検査等のための W i M A X 機器の持込み	23
第 6 7 条	合意管轄裁判所	23
第 6 8 条	準拠法	23
料金表		24
第 1 表	BIC WiMAX SERVICE に関する料金	24
第 1	基本使用料	24

第2	パケット通信料	24
第3	都度利用料	25
第4	契約解除料	26
第5	手続きに関する料金	26
第6	WiMAX機器追加料	26
第7	窓口支払手数料	26
第8	督促手数料	27
第2表	工事費	28
第3表	付随サービスに関する料金等	28
別表		29
別記		30
特約		32
附則		35

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社ラネット（以下「当社」といいます。）は、このBIC WiMAX SERVICE 契約約款（以下「この約款」といいます。）によりBIC WiMAX SERVICE を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

(約款の掲示)

第3条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、BIC WiMAX SERVICE に係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
9 WiMAX基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備
10 Wi-Fi基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の20に定める条件に適合する無線基地局設備
11 WiMAX機器	WiMAX基地局設備と通信する機能を有する無線機器
12 Wi-Fi機器	Wi-Fi基地局設備と通信する機能を有する無線機器
13 ラネット通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通

	信回線設備
14 BIC WiMAX SERVICE	ラネット通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備とラネット契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
15 契約者回線	無線基地局設備とラネット契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
16 WiMAX回線	WiMAX基地局設備との間に設定される契約者回線
17 Wi-Fi回線	Wi-Fi基地局設備との間に設定される契約者回線
18 サービス取扱所	(1) BIC WiMAX SERVICE に関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により BIC WiMAX SERVICE に関する契約事務を行う者の事業所
19 会員契約	この約款に基づき当社から BIC WiMAX SERVICE の提供を受ける資格を得るための契約
20 料金契約	会員契約に基づき当社からWiMAX回線の提供を受けるための契約であって、1のWiMAX回線ごとに申込みを行うことにより成立するもの
21 通常料金契約	都度料金契約以外の料金契約
22 都度料金契約	24時間を単位としてWiMAX回線の提供を受けるための料金契約
23 ラネット契約者	当社と会員契約を締結している者
24 WiMAX機器情報	WiMAX機器ごとに定められている固有の番号
25 認証情報	BIC WiMAX SERVICE の提供に際してラネット契約者を識別するための情報であって、WiMAX機器の認証に使用するもの
26 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
27 セッション	当社の電気通信設備においてWiMAX機器に係るIPアドレスの割り当てを維持している状態。
28 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 会員契約

(会員契約の単位)

第5条 当社は、会員契約に係る1の申込みごとに1の会員契約を締結します。この場合、ラネット契約者は、1の会員契約につき1人に限ります。

(会員契約申込みの方法)

第6条 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのBIC WiMAX SERVICEの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップ（ラネット通信網等を経由して、当社が定める契約事項をそのBIC WiMAX SERVICEの契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

(会員契約申込みの承諾)

第7条 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 会員契約の申込みをした者がBIC WiMAX SERVICEに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。

(3) 会員契約の申込みをした者の年齢が満13歳未満であるとき（満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。）。

(4) 会員契約の申込みをした者が、第31条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、BIC WiMAX SERVICEの利用を停止されたことがある又はBIC WiMAX SERVICEに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第63条（利用に係るラネット契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(WiMAX回線の追加)

第8条 ラネット契約者は、新たにWiMAX回線の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

(ラネット契約者の氏名等の変更の届出)

第9条 ラネット契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかにBIC WiMAX SERVICEの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

- 3 ラネット契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がそのラネット契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にそのラネット契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。
- 4 ラネット契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定によりラネット契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(会員契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第10条 ラネット契約者が会員契約に基づいて BIC WiMAX SERVICE の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(ラネット契約者の地位の承継)

- 第11条 相続又は法人の合併若しくは分割によりラネット契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、その BIC WiMAX SERVICE の契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
 - 4 ラネット契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第9条(ラネット契約者の氏名等の変更の届出)第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

(ラネット契約者が行う会員契約の解除)

第12条 ラネット契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその BIC WiMAX SERVICE の契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う会員契約の解除)

- 第13条 当社は、第31条(利用停止)の規定により BIC WiMAX SERVICE の利用を停止されたラネット契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、ラネット契約者が第31条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、BIC WiMAX SERVICE の利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、ラネット契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。
 - 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめラネット契約者にそのことを通知します。

(会員契約の終了)

第14条 会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

第3章 料金契約

(契約の種別)

第14条の2 料金契約には、次の種別があります。

- (1) 通常料金契約
- (2) 都度料金契約

(料金契約の単位)

第15条 当社は、1のWiMAX回線ごとに1の料金契約を締結します。

(料金契約申込みの方法)

第16条 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのBIC WiMAX SERVICEの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

- 2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

(料金契約申込みの承諾)

第17条 当社は、料金契約の申込みがあったときは、第7条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(最低利用期間)

第18条 通常料金契約には、その契約に基づいて当社がWiMAX回線の提供に係るラネット通信網の設定を完了した日（以下「提供開始日」といいます。）から起算して30日間の最低利用期間があります。

(利用可能期間)

第18条の2 ラネット契約者は、都度料金契約に基づきWiMAX回線の利用を開始するときは、当社が別に定めるところにより、その利用を開始するための登録（以下「利用開始登録」といいます。）の請求を行っていただきます。

- 2 前項の場合において、ラネット契約者は、利用開始登録が完了した時刻から起算して24時間が経過した時刻までの期間（以下「利用可能期間」といいます。）において、そのWiMAX回線を利用できるものとします。この場合において、その期間の測定は、当社の機器により行います。

(BIC WiMAX SERVICE の利用の一時中断)

第19条 当社は、ラネット契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係るBIC WiMAX SERVICE の利用の一時中断（その請求のあったWiMAX回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(料金契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第20条 ラネット契約者が料金契約に基づいてWiMAX回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(ラネット契約者が行う料金契約の解除)

第21条 ラネット契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめそのBIC WiMAX SERVICEの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う料金契約の解除)

第22条 当社は、第31条(利用停止)の規定によりBIC WiMAX SERVICEの利用を停止されたラネット契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、ラネット契約者が第31条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、BIC WiMAX SERVICEの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、ラネット契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめラネット契約者にそのことを通知します。

(料金契約の終了)

第23条 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

2 前項の規定によるほか、都度料金契約は、最後に利用可能期間が満了した日(利用開始登録を行ったことがない都度料金契約にあつては、その都度料金契約の申込みを承諾した日とします。)の翌日から起算して90日間が経過したときは、その経過した日をもって終了するものとします。

第4章 オプション機能

(オプション機能の提供)

第23条の2 当社は、ラネット契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、ラネット契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

(BIC WiMAX SERVICE の利用の一時中断があった場合の取扱い)

第23条の3 当社は、BIC WiMAX SERVICE の利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

(都度料金契約に係るオプション機能の取扱い)

第23条の4 ラネット契約者は、都度料金契約に係るオプション機能については、その利用可能期間内に限り利用することができます。

第5章 無線機器の利用

(WiMAX機器登録の請求)

第24条 ラネット契約者は、そのWiMAX回線にWiMAX機器(UQコミュニケーションズ株式会社に付与された無線局の免許により運用することができるもの及びBIC WiMAX SERVICEのWiMAX回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。)を接続しようとするときは、当社所定の方法により、そのWiMAX機器情報の登録(以下「WiMAX機器登録」といいます。)の請求をしていただきます。

2 当社は、次のWiMAX機器について、前項の請求を拒むことができるものとします。

(1) その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件(以下「技術基準等」といいます。)に適合しないもの。

(2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するもの。

(3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたもの。

3 前項の規定によるほか、ラネット契約者は、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX機器登録を行うことができません。

(1) 1の通常料金契約についてWiMAX機器登録の数が同時に4以上となるとき。

(2) 1の都度料金契約についてWiMAX機器登録の数が同時に2以上となるとき。

(3) そのWiMAX機器情報が既に登録されているものであるとき(そのWiMAX機器登録を第三者が行っているときを含みます。))。

(WiMAX機器登録の廃止)

第24条の2 当社は、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX機器登録を廃止します。

(1) 会員契約の解除があったとき。

(2) 料金契約の解除があったとき。

(3) ラネット契約者から廃止の請求があったとき(1の料金契約における全てのWiMAX機器登録を廃止することとなるときを除きます。))。

(4) その他当社が必要と判断したとき。

(WiMAX機器の認証情報の書込み)

第25条 当社は、WiMAX機器登録を行う場合その他当社が必要と判断した場合であって、そのWiMAX機器にWiMAX基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、そのWiMAX機器への認証情報の書込みを行うものとします。

ただし、そのWiMAX機器がWiMAX基地局設備からの電波を受けることができない区域に在圏している場合その他当社の業務上又は技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、この限りではありません。

(WiMAX機器に異常がある場合等の検査)

第26条 当社は、WiMAX機器登録されているWiMAX機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ラネット契約者に、そのWiMAX機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ラネット契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 当社は、第1項の検査を行った結果、WiMAX機器が技術基準等に適合していると認められないときは、そのWiMAX機器登録を廃止します。

(WiMAX機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第27条 ラネット契約者は、WiMAX機器登録されているWiMAX機器について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、そのWiMAX機器の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、ラネット契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 当社は、前項の検査等の結果、WiMAX機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、そのWiMAX機器登録を廃止します。

(WiMAX機器の電波法に基づく検査)

第28条 前条に規定する検査のほか、WiMAX機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとしします。

(Wi-Fi機器に異常がある場合等の検査)

第29条 Wi-Fi回線に接続されているWi-Fi機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第26条(WiMAX機器に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第30条 当社は、次の場合には、BIC WiMAX SERVICE の利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第34条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により BIC WiMAX SERVICE の利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのラネット契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第31条 当社は、ラネット契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(BIC WiMAX SERVICE の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社がラネット契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間)、その BIC WiMAX SERVICE の利用を停止することがあります。

(1) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)

(3) BIC WiMAX SERVICE に係る契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(4) 第9条(ラネット契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(5) ラネット契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の BIC WiMAX SERVICE に係る料金その他の債務又はラネット契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(6) ラネット契約者がその BIC WiMAX SERVICE 又は当社と契約を締結している他の BIC WiMAX SERVICE の利用において第63条(利用に係るラネット契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(7) 第26条(WiMAX機器に異常がある場合等の検査)又は第29条(Wi-Fi機器に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。

(8) 第27条(WiMAX機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第28条(WiMAX機器の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。

(9) 第49条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。

2 当社は、前項の規定により BIC WiMAX SERVICE の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をそのラネット契約者に通知します。

ただし、前項第6号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第7章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

第32条 ラネット契約者は、インターネット接続サービス（BIC WiMAX SERVICEに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第33条 当社は、BIC WiMAX SERVICE を利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 BIC WiMAX SERVICE に係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4 BIC WiMAX SERVICE に係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 ラネット契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のWiMAX機器による通信を行うことはできません。

6 ラネット契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のWi-Fi機器による通信を行うことはできません。

7 当社は、1の無線機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。

8 電波状況等により、BIC WiMAX SERVICE を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

(通信利用の制限)

第34条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記3の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第35条 BIC WiMAX SERVICEの料金は、料金表第1表（BIC WiMAX SERVICEに関する料金）に規定する基本使用料、都度利用料、契約解除料、手続きに関する料金、WiMAX機器追加料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。

2 BIC WiMAX SERVICEの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料の支払義務)

第36条 ラネット契約者は、その通常料金契約に係る提供開始日から起算して通常料金契約の解除があった日（以下「提供終了日」といいます。）の前日までの期間（提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する基本使用料の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりBIC WiMAX SERVICEを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

(1) ラネット契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(2) ラネット契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、ラネット契約者は、次の場合を除き、BIC WiMAX SERVICEを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
ラネット契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全てのWiMAX回線（通常料金契約に係るものに限ります。）を全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(基本使用料の日割り)

第37条 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。

(1) その提供開始日又は提供終了日が料金月の起算日以外の日であったとき。

(2) その提供開始日と提供終了日が同一の料金月の起算日であったとき。

(3) 料金月の起算日以外の日基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(4) 第36条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(5) 第43条(料金の計算方法等)の規定により料金月の起算日の変更があったとき。

2 前項第1号から第4号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第36条(基本使用料の支払義務)第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

3 第1項第5号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(パケット通信料の支払義務)

第37条の2 ラネット契約者は、その通常料金契約(料金表第1表第1(基本使用料)に規定するBIC定額ダブルの適用を受けているものに限ります。)に係るパケット通信(そのラネット契約者以外の者が行ったものを含みます。以下同じとします。)について、料金表第1表第2(パケット通信料)に規定するパケット通信料の支払いを要します。

(都度利用料の支払義務)

第37条の3 ラネット契約者は、その都度料金契約に基づいて利用開始登録を完了したときは、料金表第1表第3(都度利用料)に規定する都度利用料の支払いを要します。

2 ラネット契約者は、利用可能期間において、BIC WiMAX SERVICEを利用することができない状態が生じた場合であっても、その利用できなかった期間中の都度利用料の支払いを要します。

(契約解除料の支払義務)

第38条 ラネット契約者は、最低利用期間中に料金契約の解除があったときは、料金表第1表第4(契約解除料)に規定する契約解除料の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第39条 ラネット契約者は、BIC WiMAX SERVICEに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(WiMAX機器追加料の支払義務)

第39条の2 ラネット契約者は、1の通常料金契約において、その料金月の登録機器(料金月内のいずれかの時点においてWiMAX機器登録が行われていたWiMAX機器をいいます。以下同じとします。)の総数が2以上であったときは、その総数から1を減じて得た数に応じて、料金表第1表第6(WiMAX機器追加料)に規定するWiMAX機器追加料の支払いを要します。

ただし、ラネット契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係るWiMAX回線を全く利用できない状態(その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。

2 WiMAX機器追加料については、日割りは行いません。

(窓口支払手数料の支払義務)

第40条 ラネット契約者は、当社又は料金回収会社が払込票(当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。)を発行したときは、料金表第1表第7(窓口支払手数料)に規定する窓口支払手数料の支払いを要します。

(督促手数料の支払義務)

第41条 ラネット契約者は、当社又は料金回収会社が督促通知(料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。)を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第1表第8(督促手数料)に規定する督促手数料の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第42条 ラネット契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ラネット契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第43条 当社は、ラネット契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料及びWiMAX機器追加料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 料金の計算は、料金表に規定する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。

(料金等の請求)

第44条 当社及び料金回収会社は、第60条(請求書の発行)に規定する場合その他当社又は料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

(料金等の支払い)

第45条 ラネット契約者は、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ別記6に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。

2 ラネット契約者は、通常料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

3 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

4 当社は、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票を発行します。この場合において、ラネット契約者は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

(1) 口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。

- (2) 口座振替による料金等の引き落としが残高不足により2回連続で完了しなかったとき。
- (3) クレジットカード又は口座振替の支払口座が使用不能であることを当社が知ったとき。
- 5 前項の場合において、当社は、同項第2号又は第3号のいずれかに該当したときは、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も払込票の発行を継続するものとし、ラネット契約者は、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。
- ただし、同項第2号に該当した場合であって、その払込票により支払いが行われたときは、この限りではありません。
- 6 ラネット契約者は、料金回収会社が前5項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。
- 7 ラネット契約者は、都度料金契約に係る料金等について、その利用開始登録を行うごとに、当社が指定するクレジットカードにより支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

第46条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、ラネット契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

第47条 この約款により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した結果と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

第47条の2 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

(期限の利益喪失)

第48条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、ラネット契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び料金回収会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

- (1) ラネット契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
- (2) ラネット契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
- (3) ラネット契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) ラネット契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
- (5) ラネット契約者の所在が不明であるとき。
- (6) ラネット契約者が預託金を預け入れないとき。
- (7) その他ラネット契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
- 2 ラネット契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにBIC WiMAX SERVICEの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第4節 預託金

(預託金)

第49条 ラネット契約者は、次の場合には、BIC WiMAX SERVICE の利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (3) 第31条(利用停止)第1項第2号又は第5号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除される時。

2 預託金の額は、1料金契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、その会員契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、ラネット契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

(買い戻しによる預託金の充当)

第50条 当社は、料金回収会社が請求した料金その他の債務について、ラネット契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、そのラネット契約者が当社に預託金を預け入れているときは、その債権(その額が預託金よりも大きいときは、預託金と同額分とします。)を料金回収会社から買い戻し、その額に預託金を充当することがあります。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第51条 ラネット契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第52条 ラネット契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第6節 端数処理

(端数処理)

第53条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第9章 保守

(当社の維持責任)

第54条 当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

(ラネット契約者の維持責任)

第55条 ラネット契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。
2 前項の規定のほか、ラネット契約者は、無線機器を無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

(ラネット契約者の切分責任)

第56条 ラネット契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

(修理又は復旧)

第57条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。
ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第58条 当社は、通常料金契約に基づき BIC WiMAX SERVICE を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全てのWiMAX回線（通常料金契約に係るものに限り、以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのラネット契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全てのWiMAX回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのBIC WiMAX SERVICEに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金

(2) 料金表第1表第2（パケット通信料）に規定する料金（その会員契約に係る全てのWiMAX回線を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月における1通常料金契約当たりの1日平均のパケット通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第37条（基本使用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、BIC WiMAX SERVICE を提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第59条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、BIC WiMAX SERVICEに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、ラネット契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

3 当社は、都度料金契約に基づき BIC WiMAX SERVICE を提供すべき場合において、その提供をしなかったときは、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第 1 1 章 付随サービス

(請求書の発行)

第 6 0 条 当社は、ラネット契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書(ラネット契約者が通常料金契約に基づき支払いを要する額を記載したものに限り、)を発行します。

ただし、そのラネット契約者が通常料金契約を締結していない場合又は通常料金契約に係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りではありません。

2 ラネット契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表(付随サービスに関する料金等)に規定する手数料の支払いを要します。

(支払証明書の発行)

第 6 1 条 当社は、ラネット契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その支払証明書(そのラネット契約者に係る料金その他の債務が既に支払われた旨の証明書をいいます。以下同じとします。)を発行します。

2 ラネット契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表(付随サービスに関する料金等)に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第62条 当社は、ラネット契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係るラネット契約者の義務)

第63条 ラネット契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) WiMAX機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又はWiMAX機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社がWiMAX機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でBIC WiMAX SERVICEを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記4に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 ラネット契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(他の電気通信事業者への通知)

第64条 ラネット契約者は、第12条（ラネット契約者が行う会員契約の解除）、第13条（当社が行う会員契約の解除）又は第14条（会員契約の終了）の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記5に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（ラネット契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(ラネット契約者に係る情報の利用)

第65条 当社は、ラネット契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（ラネット契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、BIC WiMAX SERVICEの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(海外サービスの利用)

第65条の2 ラネット契約者は、当社が別に定めるWiMAX機器を利用している場合であつて、別記7に定める海外事業者がそのWiMAX機器について海外サービス（海外事業者がそのWiMAX機器との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスのうち、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）の提供に必要なMACアドレスの登録をあらかじめ当社からの通知に基づき完了しているときは、その海外事業者に対し、海外サービスの利用に係る申込みを行うことができます。

2 ラネット契約者は、WiMAX機器登録がなされたWiMAX機器について、当社の定めた周期に基づき前項の海外事業者はそのMACアドレスを通知することにあらかじめ同意するものとします。

3 当社は、前項の通知の到達遅延又は不到達により生じた損害については、当社の故意又は重大な過失により生じたものを除き、その一切の責任を負わないものとします。

4 ラネット契約者は、自己と海外事業者との間で締結した契約に基づき海外サービスを利用するものとし、当社は、海外サービスに関する一切の責任を負わないものとします。

(検査等のためのWiMAX機器の持込み)

第66条 ラネット契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1) 第24条（WiMAX機器登録の請求）から第29条（Wi-Fi機器に異常がある場合等の検査）の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。

(2) その他当社が必要と認めるとき。

(合意管轄裁判所)

第67条 この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第68条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

第1表 BIC WiMAX SERVICE に関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第36条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用	
(1) 基本使用料の料金種別の選択	ア 基本使用料には、次の料金種別があります。
	基本使用料の料金種別
	BIC 定額
	BIC 定額ダブル
	イ ラネット契約者は、通常料金契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。
	ウ ラネット契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。
	エ 当社は、ウの申込みがあった場合は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。

2 料金額

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額	
	税抜額（税込額）	
基本使用料	BIC 定額	4, 267円（4, 480円）
	BIC 定額ダブル	362円（380円）

第2 パケット通信料

1 適用

パケット通信料の適用については、第37条の2（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用	
(1) パケット通信料の算定	ア パケット通信料は、通常料金契約ごとに、1料金月におけるパケット通信の総情報量（各セッションの設定から切断までの間に測定した情報量（WiMAX機器又はインターネットに到達しなかったものを含みます。）の合計とします。）について、128バイトまでごとに1の課金パケットとして算出します。
	イ パケット通信に係る情報量は、WiMAX基地局設備とインターネットとの間に設置した当社の機器により単位測定時

	<p>間（セッションの設定時刻から当社が別に定める間隔ごとに区切った各時間をいいます。以下同じとします。）ごとに集計します。</p> <p>ウ 単位測定時間の開始時刻と終了時刻とが異なる料金月に属する場合は、その単位測定時間の情報量（BIC定額が適用される料金月のパケット通信に係るものを含みます。）を終了時刻が属する料金月の情報量とみなして取り扱います。</p> <p>エ ウの規定は、機器の故障等により2以上の連続する単位測定時間の情報量を区別することができなかつた場合には、それらを合わせて1の単位測定時間とみなして適用します。</p> <p>オ ラネット契約者は、通常料金契約ごとの1料金月の課金パケット数のうち、9,050課金パケットまでの部分については、そのパケット通信料の支払いを要しません。</p>					
(2) 上限額の適用	<p>ラネット契約者は、通常料金契約ごとに、(1)の規定により算出した1料金月のパケット通信料の額が次表の上限額を超える場合は、その超えた額の支払いを要しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">税抜額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">上限額</td> <td style="text-align: center;">4,381円（4,600円）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額	税抜額（税込額）	上限額	4,381円（4,600円）
区 分	料金額					
	税抜額（税込額）					
上限額	4,381円（4,600円）					
(3) 正しく算定できなかった場合の取扱い	<p>ラネット契約者は、パケット通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、通常料金契約ごとに、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1通常料金契約当たりの1日平均のパケット通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1通常料金契約当たりの1日平均のパケット通信料に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>					

2 料金額

1 課金パケットごとに

区 分	料金額
	税抜額（税込額）
パケット通信料	0.04円（0.042円）

第3 都度利用料

1 利用開始登録ごとに

区 分	料金額
	税抜額（税込額）
都度利用料	572円（600円）

第4 契約解除料

1 通常料金契約ごとに

区 分	料金額
	税抜額（税込額）
契約解除料	2,000円（2,100円）

第5 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第39条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用							
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録料</td> <td>通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>WiMAX機器登録料</td> <td>通常料金契約に係るWiMAX機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	登録料	通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	WiMAX機器登録料	通常料金契約に係るWiMAX機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	区 分	内 容					
登録料	通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
WiMAX機器登録料	通常料金契約に係るWiMAX機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
(2) 手続きに関する料金の適用除外	<p>ラネット契約者は、次の場合には、そのWiMAX機器登録料の支払いを要しません。</p> <p>ただし、イに該当する場合であって、その通常料金契約について同時に複数のWiMAX機器登録の請求があったときは、1の請求を除いて、その支払いを要します。</p> <p>ア 当社が別に定める方法によりWiMAX機器登録の請求を行ったとき。</p> <p>イ ア以外の場合であって、現にWiMAX機器登録が行われていない通常料金契約についてWiMAX機器登録の請求を行ったとき。</p>						

2 料金額

区 分	単 位	料金額
		税抜額（税込額）
登録料	1 通常料金契約ごとに	2,700円（2,835円）
WiMAX機器登録料	1 登録ごとに	100円（105円）

第6 WiMAX機器追加料

1 登録機器ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額（税込額）
WiMAX機器追加料	191円（200円）

第7 窓口支払手数料

1 適用

窓口支払手数料の適用については、第40条（窓口支払手数料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

窓口支払手数料の適用	
(1) 適用除外	第45条（料金等の支払い）第4項第1号による払込票の発行については、2回まで窓口支払手数料の支払いを要しません。

2 料金額

払込票1通ごとに

区 分	料金額
	税抜額（税込額）
窓口支払手数料	150円（157円）

第8 督促手数料

1督促通知ごとに

区 分	料金額
	税抜額（税込額）
督促手数料	300円（315円）

第2表 工事費

区 分	料金額
工事費	別に算定する実費

第3表 付随サービスに関する料金等

第1 請求書の発行手数料

発行1回ごとに

区 分	料金額
	税抜額（税込額）
請求書の発行手数料	100円（105円）

第2 支払証明書の発行手数料

発行1回ごとに

区 分	料金額
	税抜額（税込額）
支払証明書の発行手数料	400円（420円）

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の発行手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

別表 オプション機能

種 類	提 供 条 件
W i - F i 通 信 機 能	<p data-bbox="584 344 1348 450">W i - F i 基 地 局 設 備 と ラ ネ ッ ト 契 約 者 が 指 定 す る W i - F i 機 器 と の 間 に お い て 通 信 を 行 う こ と が で き る よ う に す る 機 能 を い い ま す。</p> <p data-bbox="584 456 614 524">備 考</p> <p data-bbox="655 456 1348 600">(1) 本 機 能 に 係 る 通 信 プ ロ ト コ ル は、 I E E E 8 0 2 . 1 1 a、 I E E E 8 0 2 . 1 1 b 又 は I E E E 8 0 2 . 1 1 g の い ず れ か に 準 拠 す る も の と し、 当 社 が W i - F i 基 地 局 設 備 ご と に 定 め る も の と し ま す。</p> <p data-bbox="655 607 1348 786">(2) 当 社 は、 本 機 能 の 利 用 の 請 求 を 承 諾 し た と き は、 ラ ネ ッ ト 契 約 者 に W i - F i 認 証 I D (本 機 能 を 利 用 す る ラ ネ ッ ト 契 約 者 を 識 別 す る た め の 英 字、 数 字 及 び 記 号 の 組 み 合 わ せ を い い ま す。 以 下 同 じ と し ま す。) を 付 与 し ま す。</p> <p data-bbox="655 792 1348 972">(3) ラ ネ ッ ト 契 約 者 は、 自 ら の 責 任 に お い て、 W i - F i パ ス ワ ー ド (当 社 が W i - F i 認 証 I D と 組 み 合 わ せ て そ の ラ ネ ッ ト 契 約 者 を 認 証 す る た め の 英 字 及 び 数 字 の 組 み 合 わ せ を い い ま す。 以 下 同 じ と し ま す。) を 設 定 し て い た だ き ま す。</p> <p data-bbox="655 978 1348 1196">(4) ラ ネ ッ ト 契 約 者 は、 W i - F i 認 証 I D 及 び W i - F i パ ス ワ ー ド に つ い て、 善 良 な 管 理 者 の 注 意 を も っ て 管 理 す る も の と し、 そ の 不 正 使 用 が 想 定 さ れ る 事 態 を 認 識 し た と き は、 そ の こ と を 速 や か に B I C W i M A X S E R V I C E の 契 約 事 務 を 行 う サ ー ビ ス 取 扱 所 に 届 け 出 て い た だ き ま す。</p> <p data-bbox="655 1202 1348 1308">(5) 当 社 は、 W i - F i 認 証 I D 及 び W i - F i パ ス ワ ー ド の 漏 え い が 想 定 さ れ る 事 態 を 発 見 し た と き は、 事 前 の 通 知 な く、 本 機 能 の 利 用 を 停 止 で き る も の と し ま す。</p> <p data-bbox="655 1314 1348 1382">(6) 当 社 は、 W i - F i 回 線 に お い て、 E S S I D 及 び W E P キ ー を 利 用 し て セ キ ュ リ ティ を 確 保 し ま す。</p> <p data-bbox="719 1388 1348 1456">た だ し、 こ れ に よ り セ キ ュ リ ティ を 完 全 に 確 保 す る こ と を 当 社 が 保 証 す る も の で は あ り ま せ ン。</p> <p data-bbox="655 1462 1348 1529">(7) 当 社 は、 本 機 能 の 提 供 に よ り 生 じ た 損 害 に つ い て は、 一 切 の 責 任 を 負 わ な い も の と し ま す。</p> <p data-bbox="655 1536 1348 1603">(8) 本 機 能 に 関 す る そ の 他 の 提 供 条 件 に つ い て は、 当 社 が 別 に 定 め る と ころ に よ り ま す。</p>

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
技術的条件	—

2 料金収納代行先となる料金回収会社

料金回収会社
みずほファクター株式会社（旧 富士銀ファクター）

3 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

4 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為

(15) その他法令に違反する行為

(16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5 ラネット契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
イー・モバイル株式会社、株式会社インフォニックス、株式会社ウィルコム、株式会社ウィルコム沖縄、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及びUQコミュニケーションズ株式会社

6 ラネット契約者が指定できる支払方法

会員契約の名義	ラネット契約者が指定できる支払方法
個人	当社が指定する金融機関等に係る口座振替又はクレジットカード決済
法人	当社が指定する金融機関等に係る口座振替又はクレジットカード決済

7 海外サービスを提供する海外事業者

海外事業者
クリアーワイヤレス LLC (Clear Wireless LLC)

特約1 期間限定キャンペーンの実施

・キャンペーン名称

【スピード No.1 キャンペーン】

・キャンペーン受付期間

【平成 22 年 6 月 12 日～ 平成 22 年 9 月 30 日】

・キャンペーン内容

ご加入月とその翌月から1年間(12 か月)の基本料金が 3,780 円(税込)になります。(最大 13 か月)

※上記期間終了後は月額 4,480 円(税込)となります。

契約月(開通月)・解約月はキャンペーン割引額(税込 700 円)を日割り計算します。

・キャンペーンの適用条件と注意事項

キャンペーン期間中に BIC 定額プランへご加入のお客様が対象となります。

(BIC 定額ダブルは対象外)

ご加入後、料金プランを変更された場合は、変更開始月から適用対象外となります。

(再度、BIC 定額へ戻しても適用対象外となります。)

店頭受付での BIC WiMAX SERVICE ご契約と、対象機器の同時購入に限ります。

(購入時同時契約が条件)

受付窓口は店頭に限ります。

※WiMAX 統合ポータル(WEB)経由の加入や、お客様サポートセンター経由での加入、

持ち込み端末での加入は適用対象外

内蔵 PC・白ロム端末の場合、店頭購入と同時に店頭受付にてご契約であれば対象となります。

特約2 期間限定キャンペーンの実施

・キャンペーン名称

【体感！WiMAX パソコンキャンペーン】

・キャンペーン受付期間

【平成 22 年 9 月 1 日 ～ 平成 22 年 9 月 30 日】

・キャンペーン内容

新規事務手数料(2835 円)が無料となります。(BIC 定額・BIC 定額ダブルともに対象)

契約月+翌月(最大 2 ヶ月)の基本料と通信料が無料となります。(BIC 定額・BIC 定額ダブルともに対象)

BIC 定額ダブルでご加入のお客様は 3 ヶ月目～12 ヶ月目までの基本料(380 円)も無料となります。

※通信料(月額最大 4600 円)は有料となります。

・キャンペーンの適用条件と注意事項

店頭受付での BIC WiMAX SERVICE ご契約と、対象 WiMAX 内蔵 PC の同時購入に限ります。(購入時同時契約が条件)

キャンペーン期間中に BIC 定額プラン、もしくは BIC 定額ダブルプランにご加入のお客様が対象となります。

受付窓口は店頭に限ります。

※WiMAX 統合ポータル(WEB)経由の加入や、お客様サポートセンター経由での加入、持ち込み端末での加入は適用対象外となります。

スピード No.1 キャンペーンと併用可能ですので、BIC 定額でご加入のお客様は 3 ヶ月目～13 ヶ月目までの基本料が 3,780 円(税込)になります。 ※上記期間終了後は月額 4,480 円(税込)となります。

施策期間中、BIC 定額ダブルから他プランへ変更した場合、変更月より BIC 定額ダブル基本料(380 円)の無料は対象外となります。

施策期間中、BIC 定額から BIC 定額ダブルへ変更しても、BIC 定額ダブル基本料(380 円)の無料は適用されません。

契約月および、その翌月にプラン変更があっても、最大 2 ヶ月の基本料と通信料の無料は適用となります。

特約3 期間限定キャンペーンの実施

- ・キャンペーン名称

【法人ウェルカムキャンペーン】

- ・キャンペーン受付期間

【平成 22 年 9 月 1 日 ～ 平成 22 年 9 月 30 日】

- ・キャンペーン内容

法人名義にて、BIC WiMAX SERVICE へ2回線以上同時申し込みのお客様を対象に新規事務手数料の2835 円が無料となります。

- ・キャンペーンの適用条件と注意事項

WiMAX 統合ポータル経由での契約者は対象外となります。

購入時同時契約が条件のため、持ち込み契約は対象外となります。

BIC 定額・定額 W プラン加入のお客様が対象となります。

附 則（平成 21 年 7 月 1 日）

（実施時期）

- 1 この約款は、平成 21 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 請求書及び支払証明書については、この約款実施の日から別に定める提供開始日までの間、この約款規定にかかわらず、その発行を受けることができません。
- 3 この約款実施の日から平成 22 年 1 月 31 日までの間、この約款規定にかかわらず、WiMAX 機器登録料の支払いを要しません。
- 4 この約款実施の日から平成 22 年 1 月 31 日までの間、この約款規定にかかわらず、WiMAX 機器追加料の支払いを要しません。
- 5 この約款実施の日から平成 22 年 1 月 31 日までの間、1 の料金契約において、同時に 4 以上の WiMAX 機器登録を行っていることが判明したときは、当社は、ラネット契約者への特段の通知を行うことなく、その数が 3 以下となるよう当社の判断により WiMAX 機器登録を廃止します。
- 6 前項に規定する WiMAX 機器登録の廃止は、その登録日時が新しいものから順に行うこととします。

附 則（平成 21 年 8 月 1 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 21 年 8 月 1 日から実施します。

附 則（平成 21 年 10 月 1 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

附 則（平成 21 年 12 月 18 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 21 年 12 月 18 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている通常料金契約については、この改正規定実施の日において、基本使用料の料金種別として BIC 定額ダブルを選択しているものとみなします。

附 則（平成 22 年 6 月 12 日）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 22 年 6 月 12 日から実施します。

（BIC 定額に係る基本使用料の適用に関する特例）

- 2 平成 22 年 6 月 12 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に、当社が別に定める方法により WiMAX 機器の購入と同時に締結された料金契約（基本使用料の料金種別が BIC 定額であるものに限ります。以下この附則において「対象契約」といいます。）に係る基本使用料について、その提供開始日を含む料金月から起算して 13 料金月の間（以下この附則において「対象期間」といいます。）に限り、1 料金月あたり税抜額 667 円（税込額 700 円）を割り引いて得た額を適用します。

3 対象期間において、対象契約の基本使用料の日割りが発生した場合は、その日割りした日数に応じて、前項に規定する割引額を日割りして適用します。

4 対象期間において、対象契約に係る料金種別の変更又は対象契約の解除があった場合は、その変更又は解除があった料金月以降、前2項に規定する割引適用を廃止します。

(経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則 (平成 22 年 8 月 2 日)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 22 年 8 月 2 日から実施します。

(BIC定額に係る基本使用料の適用に関する特例の変更)

2 (平成22年6月12日)の附則第2項中「平成22年8月1日」を「平成22年8月31日」に改めます。

附 則 (平成 22 年 9 月 1 日)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 22 年 9 月 1 日から実施します。

(BIC定額に係る基本使用料の適用に関する特例の変更)

2 (平成22年6月12日)の附則第2項中「平成22年8月31日」を「平成22年9月30日」に改めます。